

1 下水道使用料の料金表（共同住宅用）

さいたま市下水道使用料 料金表（1か月）

汚水種別	単価区分		単価（税込）
共同住宅用	基本使用料		719.28円 に世帯数を乗じて 得た額
	従量使用料 (1 ^m につき)	1 ^m から10 ^m に世帯数を乗じて得た水量までの分	18.36円
		10 ^m に世帯数を乗じて得た水量を超え30 ^m に世帯数を乗じて得た水量までの分	151.20円
		30 ^m に世帯数を乗じて得た水量を超え50 ^m に世帯数を乗じて得た水量までの分	187.92円
		50 ^m に世帯数を乗じて得た水量を超え100 ^m に世帯数を乗じて得た水量までの分	235.44円
		100 ^m に世帯数を乗じて得た水量を超え200 ^m に世帯数を乗じて得た水量までの分	293.76円
		200 ^m に世帯数を乗じて得た水量を超え500 ^m に世帯数を乗じて得た水量までの分	321.84円
		500 ^m に世帯数を乗じて得た水量を超え1,000 ^m に世帯数を乗じて得た水量までの分	380.16円
		1,000 ^m に世帯数を乗じて得た水量を超え5,000 ^m に世帯数を乗じて得た水量までの分	415.80円
		5,000 ^m に世帯数を乗じて得た水量を超える分	446.04円

※共同住宅用とは給水装置の用途が共同住宅扱いとなっているものに適用する。

2 共同住宅の計算例

(1) 設定

使用月分 7－8月分

世帯数 5世帯

汚水排水量 401^m

(2) 各月の汚水排水量を算出します。

ア 401^m ÷ 2か月 = 200.5^m

イ 古い月分を切り上げ、新しい月分を切り捨ててください。

ウ 7月分 201^m

8月分 200^m

(3) 7月分の料金計算方法

ア 料金表をもとに、基本料金及び従量料金を計算します。

基本使用料 3, 596. 40円 ※719. 28円×5世帯
従量使用料

1 m³から50 m³までの分 918. 00円

※(50 m³−0 m³)×18. 36円

50 m³を超え150 m³までの分 15, 120. 00円

※(150 m³−50 m³)×151. 20円

150 m³を超え201 m³までの分 9, 583. 92円

※(201 m³−150 m³)×187. 92円

イ 基本使用料と従量使用料を合算し、端数処理(1円未満を切捨て)後、金額を確定します。

7月分 3, 596. 40円+918. 00円
+15, 120. 00円+9, 583. 92円
=29, 218. 32円
1円未満を端数処理 29, 218円

(4) 8月分の料金計算方法

ア 料金表をもとに、基本料金及び従量料金を計算します。

基本使用料 3, 596. 40円

※719. 28円×5世帯

従量使用料

1 m³から50 m³までの分 918. 00円

※(50 m³−0 m³)×18. 36円

50 m³を超え150 m³までの分 15, 120. 00円

※(150 m³−50 m³)×151. 20円

150 m³を超え200 m³までの分 9, 396. 00円

※(200 m³−150 m³)×187. 92円

イ 基本使用料と従量使用料を合算し、端数処理(1円未満を切捨て)後、金額を確定します。

8月分 3, 596. 40円+918. 00円
+15, 120. 00円+9, 396. 00円
=29, 030. 40円
1円未満を端数処理 29, 030円

(5) 請求金額を確定します。

29, 218円(7月分)+29, 030円(8月分)=58, 248円